

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方  
(実際費用方式に基づく平成21年度の接続料等の改定)

意 見	再 意 見	考 え 方
意見1 レガシー系サービスに係る接続料は上昇傾向が続いている。NTT東西は、ユニバーサルサービス制度による補填を受けている加入電話や公衆電話の維持及びNGN・光サービスへの移行に関する計画等の情報を明らかにし、NTT東西のネットワーク全体のコストを見据えて、各サービスの接続料算定の方法やユニバーサルサービスの在り方を総合的に見直すことが急務。	再意見1	考え方1
<p>○ ドライカップ回線や公衆電話機能等、レガシー系サービスに係る接続料については上昇傾向が続いており、があります。</p> <p>その上で、仮にトラフィックの減少に応じた比例的なコスト削減を行うことに限界があるとすれば、NTT東・西はユニバーサルサービス制度による補填を受けながら加入電話や公衆電話を提供していることから、抜本的な対策を講じないままこれらのサービスを維持し続けることには、ネットワークの効率性、ひいては国民的利益の観点で問題があると考えます。</p> <p>そのため、NTT東・西は早期にこれらのサービスの維持及びNGN・光サービスへの移行に関する計画等の情報を明らかにし、公の議論として、NTT東・西のネットワーク全体のコストを見据えて、各サービスの接続料算定の方法やユニバーサルサービス制度の在り方を総合的に見直すことが急務であると考えます。</p>	<p>○ KDDI 株式会社(以下「KDDI」という。)殿の意見に賛同します。</p> <p>レガシー系サービスについては今後 IP 系の新サービス等に巻き取られていくことが想定されているところであり、現に利用回線数の減少により接続料金は上昇傾向にあります。このような状況において、最大限のコスト削減が図られているかを厳密に検証することができないまま引き続き接続料金が上昇していくことは、当該サービスを利用するユーザへの影響やサービス維持の観点から問題があります。従って、KDDI 殿が主張されており、公の議論として、各サービスの接続料算定やユニバーサルサービス制度の在り方を総合的に見直すことが急務であると考えます。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ ドライカップ回線や公衆電話機能等の接続料が上昇傾向にあるのは、回線コストは、効率化等により毎年度低廉化傾向にあるものの、稼働回線数の減少による影響がそれを上回っているためである。</p> <p>NTT東西においては、引き続きコストの削減に努めることが必要であるが、PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後も回線数の減少傾向が続くことが想定されることから、総務省においては、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配慮しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うことが適当である。</p> <p>PSTNからの移行については、NTT東西は、平成22年度に概括的展望を公表することとしているが、上記接続料に係る検討を行う場合は、PSTNからの具体的移行展望等が示されることが必要であるため、NTT東西においては、必要な情報の積</p>

	<p>(KDDI)</p> <p>○ 申請した接続料は接続料規則に則り前年度の費用及び需要に基づき適正に算定しております。なお費用等の推移については、毎年度設備区分別・勘定科目別に、接続会計報告書及び接続料算定根拠に実績を詳細に記載し公表しており、十分検証可能であると考えております。</p> <p style="text-align: right;">(NTT東日本)</p> <p>○ 当社は費用削減に継続的に取り組んでおり、今後も効率的な業務運営に努めていく考えです。</p> <p>申請した接続料は接続料規則に則り前年度の費用及び需要に基づき適正に算定しております。なお費用等の推移については、毎年度設備区分別・勘定科目別に、接続会計報告書及び接続料算定根拠に実績を詳細に記載し公表しており、十分検証可能であると考えております。</p> <p style="text-align: right;">(NTT西日本)</p> <p>○ 再意見1に同じ。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>極的な開示が期待される。</p>
<p>意見2 レガシーサービスの接続料の上昇傾向が続いた場合、ユーザ料金への影響も否定できないことから、接続料低廉化の方策に関する議論を早急に開始すべき。</p>	<p>再意見2</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ IP化の進展に伴い、旧来の非IP系サービス(いわゆるレガシーサービス)に係る接続料が上昇傾向に転じ始めております。IP化が進展しているとはいえ、レガシーサービスが相当数利用されている現状を考慮すると、接続料の値上げの影響は大きいといえます。この傾向が続いた場合、NTT東西殿利用部門を含む通信事業者が設定するユーザ料金へ影響が及ぶ可能性も否定できず、社会的インフラである通信サ</p>	<p>○ 接続料は、ご利用いただいた設備にかかった費用を回収するものとして、実績の費用・需要に基づき算定することが原則と考えており、申請した接続料は接続料規則に則り前年度の費用及び需要に基づき適正に算定しております。</p> <p style="text-align: right;">(NTT東日本)</p> <p>○ 接続料は、ご利用いただいた設備にかかった費</p>	<p>(考え方1に同じ)</p>

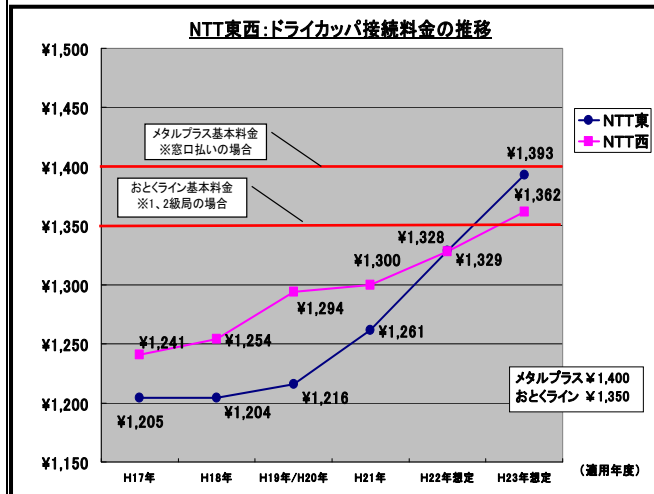
<p>ービスを利用するユーザにとって不利益となることが考えられます。</p> <p>加えて、現在の経済不況を考慮すれば、より低廉な接続料が設定される必要性が高まっており、接続料が低減化できれば、通信事業全体の需要の拡大と発展につながるものと考えます。このような市場へ与える影響や、百年に1度と言われている現在の経済不況といった特殊事情等を加味し、従来の議論を超えたNTT東西の接続料の低廉化の方策に関する議論を早急に開始していただきたいと存じます。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>用を回収するものとして、実績の費用・需要に基づき算定することが原則と考えており、申請した接続料は接続料規則に則り前年度の費用及び需要に基づき適正に算定しております。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ 再意見2に同じ</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見3 ドライカップ回線の接続料は、稼働回線数の減少に伴い上昇傾向にあり、今後もこの傾向が続くことを考えると、ユーザ料金を上回る可能性もある。NTT東西の接続料の上昇を抑制するような施策やコスト削減のインセンティブが働くような施策等の検討を行うべき。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ ドライカップ回線に係る端末回線伝送機能の接続料は上昇傾向にあり、今後も光化が進展する中で稼働回線は減少し、引き続き接続料が上昇していくことが予想されます。この件に関しては昨年度の平成19年及び20年度の実際原価方式に基づく接続料等の改定に係る接続約款変更案に対する意見等においても接続事業者から様々な意見が出され、これら意見に対し答申において「稼働回線の減少が単金の上昇要因となっているものであり、メタル回線コストはむしろ毎年低廉化傾向であり、…減価償却期間を長期化する等の激変緩和措置は適正原価に基づく接続料設定の原則に反する」等の考え方が示されました。しかしながら、仮に接続料が上昇し続けた場合、通信事業者が設定するユーザ料金へ影響が及ぶ可能性も否定できず、社会的インフラである通信サービスを利用するユーザにとって不利益となることが考えられ</p>	<p>○ イー・アクセス株式会社(以下「イー・アクセス」という。)殿及びイー・モバイル株式会社(以下「イー・モバイル」という。))殿の意見に賛同します。</p> <p>イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿が主張されるように、ドライカップ回線の稼働回線数が今後も減少し接続料金の上昇が続けばユーザ料金への影響も懸念されます。そのため、当該接続料金の算定方法を含めた根本的な見直しのための検討が必要であると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 左記意見でも指摘されているように、PSTN等レガシー系サービスに係るドライカップ等については、接続料が上昇傾向にあるため、まず設備や配賦コストが需要の減少に見合わない過大なものに</p>	<p>(考え方1に同じ)</p>

ます。よって、適正原価に基づき接続料が設定されているから問題ないとするのではなく、接続料の上昇を抑制するような施策や東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(合わせて以下、「NTT 東西」という。)にさらにコスト削減へのインセンティブが働くような施策等の検討が必要であると考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- ドライカッパの回線部分にかかる接続料金は、平成18年度以降、一貫して上昇傾向にあり、今後もFTTHへのマイグレーションが進展することによるドライカッパを利用した回線数の減少傾向が続くことを考慮すれば、さらに上昇していくものと推察します。

【表.NTT東西ドライカッパの回線部分にかかる接続料金の推移と将来予測】



上表は、平成18年度から平成21年度に適用され

なっていないかをより厳密に検証する必要があります。

その上で、需要の減少に応じたコスト削減に限界があり、接続料の上昇傾向に歯止めがかけられないということであれば、今後レガシー系サービスからの撤退を余儀なくされる事業者が現れる等により競争が衰退し、ユーザにとって不利益な事態を招くことが予想されます。そのため、これらのユーザのFTTHやNGN等への移行期においては、国民的利益を確保する観点で、政策的にレガシー系サービスの接続料を抑制する取り組みを進めることが必要になると考えます。

ただし、このような政策的取り組みは、移行期における一時的な措置として行うことが適当であり、今後の見通しを立てるためにも、NTT東・西がPS-TNユーザのマイグレーションの計画等の情報を早急に明らかにすることが検討の前提になると考えます。

なお、レガシー系サービスユーザの有力な移行先のひとつと考えられるFTTHについては、ボトルネック設備の存在によって公正な競争環境が十分整備されておらず、NTT東・西の独占傾向が更に強まっています。レガシー系サービスからの需要のマイグレーションを円滑に進めるため、上記の取組みと併せて、シェアドアクセスの一分岐単位の接続料設定等のFTTHの設備開放ルールの整備をセットで進めることも不可欠です。

(KDDI)

- 申請した接続料については、接続料規則に則り前年度の費用及び需要に基づき適正に算定しております。

ドライカッパについては、費用削減に継続的に取り組んできた結果、費用は減少(▲2.4%)となりま

たドライカッパの回線部分にかかる接続料金と現状の回線数の減少ペースを元に弊社にて推定した平成23年度までの接続料金の推移をまとめています。メタル回線の減少が引き続き進捗した場合、平成22年度にはさらに接続料金が上昇し、平成23年度においては、1,400円に近づく水準まで上昇することが予想されます。

実際には接続事業者が支払う接続料金の総額には、回線管理運営費(NTT東:H21年度申請料金62円)が加算されることとなりますので、例えば、競争事業者が提供している直収電話サービス(「メタルプラス」や「おとくライン」)の基本料金を超える程の水準の料金となってしまう、ユーザへの影響が強く懸念されるところです。

また、直収電話に加えて、契約者回線型DSLサービスについても同様にユーザに対する影響を勘案すべきと考えます。

このようにドライカッパの回線部分にかかる接続料金が与える社会的影響を考慮しますと、ドライカッパの回線部分に配賦されるコストの適正性の確認及びそれに基づく今後の見通しを立てた上で、次年度以降、接続料金の算定方法を含めた根本的な見直しのための検討を行うことが必要と考えます。

(表ドライカッパの回線部分にかかる接続料金の推移と将来予測)の想定根拠について

	H21年度	H22年度想定	H23年度想定
NTT東	1,261	1,329	1,393
NTT西	1,300	1,328	1,362

※回線数について

(電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表(平成20年度第2四半期(9月末))

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/081224\\_4.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/081224_4.html))

の加入電話等契約数より、H20年度においては減少

したが、これを上回る回線数の減少(▲6.1%)が生じております。

(参考)

ドライカッパコスト・回線数比較【2線式(タイプ1-1)】

	①H19	②H18	①/②-1
a. 原価(百万円)	379,932	389,307	▲2.4%
b. 回線数(回線)	25,731,760	27,390,732	▲6.1%
c. 1回線あたりコスト(円/回線・月)	1,230	1,184	+3.9%

(NTT東日本)

○ 当社は費用削減に継続的に取り組んでおり、今後も効率的な業務運営に努めていく考えです。

申請した接続料については、接続料規則に則り前年度の費用及び需要に基づき適正に算定しております。

ドライカッパについては、費用削減に継続的に取り組んできた結果、費用は減少(▲4.5%)となりましたが、これを上回る回線数の減少(▲5.1%)が生じております。

(参考)

ドライカッパコスト・回線数比較【2線式(タイプ1-1)】

	①H19	②H18	①/②-1
a. 原価(百万円)	388,032	406,523	▲4.5%
b. 回線数(回線)	25,486,239	26,844,975	▲5.1%
c. 1回線あたりコスト(円/回線・月)	1,269	1,262	+0.6%

(NTT西日本)

○ 接続料は、ご利用いただいた設備にかかった費用を回収するものとして、実績の費用・需要に基づ

<p>率約 7%と推計(H21 年度も同様)</p> <p>※端末回線伝送機能の原価について H21年度の減少率と同水準で減少すると想定して推計 NTT東：－2.4% NTT西：－4.5% (上記は、NTT東西殿の説明会にて確認した数字) (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>き算定することが原則と考えており、申請した接続料は接続料規則に則り前年度の費用及び需要に基づき適正に算定しております。</p> <p>また、「ドライカップの回線部分に配賦されるコストの適正性の確認」とのご指摘については、ドライカップ回線の接続料原価は接続会計で把握しておりますが、接続会計における費用の帰属方法は、接続会計処理手順書に記載するとともに、帰属結果である原価の内訳は、設備区分別・勘定科目別に、接続会計報告書及び接続料算定根拠に詳細に記載し公表しており、それらの妥当性は十分検証可能であると考えております。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 当社は費用削減に継続的に取り組んできており、今後も効率的な業務運営に努めていく考えです。</p> <p>接続料は、ご利用いただいた設備にかかった費用を回収するものとして、実績の費用・需要に基づき算定することが原則と考えており、申請した接続料は接続料規則に則り前年度の費用及び需要に基づき適正に算定しております。</p> <p>また、「ドライカップの回線部分に配賦されるコストの適正性の確認」とのご指摘については、ドライカップ回線の接続料原価は接続会計で把握しておりますが、接続会計における費用の帰属方法は、接続会計処理手順書に記載するとともに、帰属結果である原価の内訳は、設備区分別・勘定科目別に、接続会計報告書及び接続料算定根拠に詳細に記載し公表しており、それらの妥当性は十分検証可能であると考えております。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ 上記のご意見に賛成します。</p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

需要数の推移は市場動向に左右されることは認識しておりますが、コストに関しましては、NTT東西殿の事業活動に起因する部分もあるため、コストが最大限に削減されているか※、コストを削減することに対してインセンティブが十分に働くような状況が存在するか※について、早急に検証することは大変重要と考えます。

※(参考)以下の表に、NTT東西殿のコスト増減率をまとめております。

(参考:ドライカップの回線部分にかかる原価の推移)

	H17年 適用	H18年 適用	H19/20年 適用	H21年 適用
NTT東	0.5%	-2.0%	-3.0%	-2.4%
NTT西	2.0%	-1.2%	-2.2%	-4.5%

仮にコスト削減のインセンティブが働かない状況にあるならば、昨今の金融不況に端を発した未曾有な景気後退、経済不況の中では取り分け、たとえ定められた算定方法に基づく接続料金であっても、結果として更なる上昇傾向となってしまう状況が、ユーザ料金(国民生活)に影響を与えることは避けられず、大変憂慮すべき事態であると考えます。

従いまして、ドライカップを始め PSTN に関する接続料金の算定の在り方等については、光・IP ネットワークの移行動向を見つつ、社会的な情勢等も鑑み、料金の上昇傾向を抑制する観点で大所高所にたった見直しの検討が行われることが必要な時期であると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

意見4 専用線の接続料は、上昇傾向(NTT東日本)又は今後上昇に転じることが想定(NTT西日本)されるの

再意見4

考え方4

<p>で、接続料の上昇を抑制するような施策やコスト削減へのインセンティブが働くような施策等の検討が必要。</p>														
<p>○ 上述したドライカップ回線と同様ですが、接続専用線に係る端末回線伝送機能及び通信路設定伝送機能に係る接続料についても NTT 東日本殿において接続料が上昇傾向にあり、NTT 西日本殿においても今後上昇傾向に転じることが想定されますので、接続料の上昇を抑制するような施策や NTT 東西殿にさらにコスト削減へのインセンティブが働くような施策等の検討が必要であると考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 申請した接続料については、接続料規則に則り前年度の費用及び需要に基づき適正に算定しております。 接続専用線の端末回線伝送機能及び通信路設定伝送機能については、費用削減に継続的に取り組んできた結果、費用は減少(▲10.2%)となりましたが、これを上回る回線数の減少(▲10.9%)が生じております。</p> <p>(参考) 専用線(通信路設定伝送機能部分)コスト・回線数比較</p> <table border="1" data-bbox="835 643 1406 767"> <thead> <tr> <th></th> <th>①H19</th> <th>②H18</th> <th>①/②-1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. 原価(百万円)</td> <td>55,094</td> <td>61,372</td> <td>▲10.2%</td> </tr> <tr> <td>b. 回線数(回線)</td> <td>342,111</td> <td>383,921</td> <td>▲10.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 当社は費用削減に継続的に取り組んできており、今後も効率的な業務運営に努めていく考えです。 申請した接続料については、接続料規則に則り前年度の費用及び需要に基づき適正に算定しております。</p> <p>(NTT西日本)</p>		①H19	②H18	①/②-1	a. 原価(百万円)	55,094	61,372	▲10.2%	b. 回線数(回線)	342,111	383,921	▲10.9%	<p>(考え方1に同じ)</p>
	①H19	②H18	①/②-1											
a. 原価(百万円)	55,094	61,372	▲10.2%											
b. 回線数(回線)	342,111	383,921	▲10.9%											
<p>意見5 公衆電話機能の接続料は、昨年度に引き続き値上がりとなっている。公衆電話の営業収入は減少の一途を辿っており、ユーザが期待する役割も変化していると考えられるため、まずはIP時代の第一種公衆電話の在り方について議論・整理を行うべき。</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>												
<p>○ 公衆電話発信機能に係る接続料は昨年度に引き続き値上がりとなっております。これについて昨年度の平成19年及び20年度の実際原価方式に基づく接続料等の改定に係る接続約款変更案に対する意見</p>	<p>○ 公衆電話発信機能に係る接続料については、費用削減(アナログ公衆電話発信機能:▲12%、デジタル公衆電話発信機能:▲10%)を行っているものの、これを上回るトラヒックの減少(アナログ公衆</p>	<p>○ IP時代における第一種公衆電話の在り方についての意見は、参考として承る。</p>												



<p>等において「コスト削減を行っているものの、これを上回るトラフィックの減少があったことによるもの」(NTT東西殿)との意見が寄せられております。またコスト削減については「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成19年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について」において、7%を上回る経営効率化を達成しているとの報告がされております。しかしながら公衆電話は、携帯電話の普及等による利用の減少により、営業収入が減少の一途を辿っている状況であり、ユーザが公衆電話に期待する役割も変化してきているものと考えられます。このような状況を踏まえ、まずはIP時代における第一種公衆電話の在り方について、必要とされる理由・目的や最低限具備すべき機能等、根本的な部分についての議論・整理が行われるべきです。その上で、第一種公衆電話設置の必要性が認められるのであれば、次の段階として、第一種公衆電話の設置基準(どの程度の台数をどの場所に設置すべきか)や、その維持方法(設置主体がどこであるべきか)等の議論を行うべきと考えます。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>電話発信機能: ▲22%、デジタル公衆電話発信機能: ▲14%)が生じております。</p> <p>公衆電話サービスを取り巻く環境は、携帯電話の普及に伴い、厳しい状況となっておりますが、戸外における最低限の通信手段の確保に配慮しつつ、低利用公衆電話の廃止を進めるとともに、更なる費用削減に努めていく考えです。</p> <p>また、現在ユニバーサルサービスの対象となっている第一種公衆電話の在り方については、携帯電話の普及により利用が年々減少していることを踏まえ、今後の利用状況や社会的コンセンサスの変化に配慮しつつ検討する必要があると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 公衆電話発信機能に係る接続料については、費用削減(アナログ公衆電話発信機能: ▲11%、デジタル公衆電話発信機能: ▲9%)を行っているものの、これを上回るトラフィックの減少(アナログ公衆電話発信機能: ▲21%、デジタル公衆電話発信機能: ▲17%)が生じております。</p> <p>公衆電話サービスを取り巻く環境は、携帯電話の普及に伴い、厳しい状況となっておりますが、戸外における最低限の通信手段の確保に配慮しつつ、低利用公衆電話の廃止を進めるとともに、更なる費用削減に努めていく考えです。</p> <p>また、現在ユニバーサルサービスの対象となっている第一種公衆電話の在り方については、「「ユニバーサルサービスの在り方について」答申(案)に対する意見(平成20年11月27日)」にて当社意見として提出したとおり、携帯電話の普及により利用が年々減少していることを踏まえ、今後の利用状況や社会的コンセンサスの変化に配慮しつつ検討する必要があると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<p>意見6 回線管理運営費における光ファイバの単金は、昨年度に引き続きNTT東西間で大きな乖離が生じているが、その根拠について具体的な情報開示を行うべき。</p>	<p>再意見6</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ 本変更案において提示されている、サービス別の回線管理運営費において、光ファイバの単金に関し、昨年度に続き NTT 東西間で大きな乖離が生じております(昨年度は NTT 東日本殿が 140 円、NTT 西日本殿が 397 円で乖離額は 257 円、本変更案では NTT 東日本殿が 131 円、NTT 西日本殿が 322 円で乖離額は 191 円)。これについて昨年度の平成 19 年度及び 20 年度の実際費用方式に基づく接続料等の改定に係る接続約款変更案に対する答申においては、「NTT 東西間で、契約者データベース管理について、業務効率化のために実施した機能拡充の仕様及び開発時期等が異なることによるコスト差と稼働回線数の相違に起因しているもの」との考え方が示されておりますが、NTT 東西殿の事業者説明会及び網使用料算定根拠においての情報だけでは具体性がなく十分ではないと考えるため、詳細な機能の違い等の情報開示を行っていただき、NTT 東西殿間でのヤードスティック競争を更に促進させる必要があると考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 単金の東西格差については、需要動向や業務運営等が会社間で異なることから一概には比較できないと考えます。 なお、回線管理運営費の原価は、事業者説明会及び網使用料算定根拠にて公表しており、必要な情報は十分開示されていると考えております。 (NTT東日本)</p> <p>○ 単金の東西格差については、需要動向や業務運営等が会社間で異なることから一概には比較できないと考えます。 なお、回線管理運営費の原価は、事業者説明会及び網使用料算定根拠にて公表しており、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(実際費用方式に基づく平成 19 年度及び平成 20 年度の接続料等の改定)」考え方9にもあるとおり、必要な情報は十分開示されていると考えております。 (NTT西日本)</p>	<p>○ 光ファイバの回線管理運営費について、NTT東西の間で乖離が生じている理由は、NTT東西間で、契約者データベース管理(光ファイバ管理システム。当該回線管理運営費の約9割を占める)について、業務効率化のために実施した機能拡充の仕様及び開発時期等が異なることによるコスト差と稼働回線数の相違に起因しているものである。 なお、機能拡充については、NTT西日本は、その内容が、シェアードアクセス方式の加入光ファイバに対応するためのシステム改修等である旨を事業者説明会において説明をしており、またコストについては、網使用料算定根拠において明示しているところであるため、必要な情報開示等は行われていると考えられる。</p>
<p>意見7 貸倒損失の接続料原価への算入に際し、リスク管理が適切に実施されたのかについて接続事業者が確認できるようにすべき。</p>	<p>再意見7</p>	<p>考え方7</p>
<p>○ 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成 19 年 3 月答申)では、「貸倒損失の接続料原価への算入にあたっては、NTT 東西が適切なリスク管理を行うことを前提として、それにも拘わらず発生する貸倒損失について接続料原価の一部に算入することが適当」とされておりますが、</p>	<p>○ 当社は、「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」及び接続約款等に基づき、貸倒損失を発生させないためのリスク管理を適切に行なっております。 なお、リスク管理の状況について公表するという趣旨のご意見であれば、当該事業者との守秘義務</p>	<p>○ 具体的なリスク管理の状況については、関係事業者との守秘義務協定との関係上、公表することは適当ではないが、NTT東西においては、未払金の回収のために必要な措置を講じることにより、未回収債権の圧縮を行っており、適切なリスク管理が実施されたものと考えられる。</p>

<p>接続約款等に定めるリスク管理が適切に実施されたのかについて接続事業者が確認できないため「財務状況」等の確認その他、リスク管理が適切に実施されたのかを確認することが必要と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>務に抵触することから適当でないと考えます。 (NTT東日本)</p> <p>○ 当社は、「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」及び接続約款等に基づき、貸倒損失を発生させないためのリスク管理を適切に行なっております。 なお、リスク管理の状況について公表するという趣旨のご意見であれば、当該事業者との守秘義務に抵触することから適当でないと考えます。 (NTT西日本)</p>	
<p>意見8 平成20年度税制改正により、デジタル交換設備(IP系設備を除く)及び蓄電池設備等の法定耐用年数が延長されたため、来年度の接続料算定では、これら設備の耐用年数の長期化が図られるべき。</p>	<p>再意見8</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ 平成20年度の税制改正において、デジタル交換設備(IP系設備を除く)及び蓄電池設備等の法定耐用年数がそれぞれ6年から9年、6年から8年に長期化されています。これら設備の耐用年数については、NTT東西殿の接続事業者向け説明会においても「6年で設備が利用できなくなるわけではない」(NTT東西殿)とのご説明があったところであり、耐用年数を8年又は9年に延ばしたほうがより使用実態に近づくこととなります。従って、今年度は平成19年度実績に基づくため従前の6年の耐用年数となりますが、来年度の接続料算定においては、こうした耐用年数の長期化が適正に図られるべきと考えます。 尚、耐用年数の見直しに際しては、耐用年数変更による償却費合計額の相違などが発生することは当然のことながら認められず、減価償却を終了した設備コストの取り扱い等が適正になされることが必須と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 平成20年度税制改正においてデジタル交換設備等の設備については法定耐用年数が変更になりましたが、当社のデジタル交換設備(IP系設備を除く)及び蓄電池設備等については、当該改正の前後において使用実態に特段の環境の変化が生じていないことから、財務上の耐用年数を変更しておりません。 そのため、接続会計の前提となる財務会計の費用計上と整合を図る観点から、財務上の耐用年数を用いて算定することは適正であると考えます。 (NTT東日本)</p> <p>○ 平成20年度税制改正においてデジタル交換設備等の設備については法定耐用年数が変更になりましたが、当社のデジタル交換設備(IP系設備を除く)及び蓄電池設備等については、当該改正の前後において使用実態に特段の環境の変化が生じていないことから、財務上の耐用年数を変更しておりません。</p>	<p>○ デジタル交換設備等の接続料算定に係る耐用年数については、必ずしも税制上の法定耐用年数をそのまま採用することとしていない。今回は、NTT東西が、税制上の耐用年数の変更にもかかわらず、使用実態に配慮した経済的耐用年数を財務会計上の耐用年数として選択したことによるものであるため、電気通信事業会計・接続会計をベースとする来年度接続料の算定における耐用年数については、従来の耐用年数により算定することが適当である。</p>

	<p>そのため、接続会計の前提となる財務会計の費用計上と整合を図る観点から、財務上の耐用年数を用いて算定することは適正であると考えます。 (NTT西日本)</p>	
<p>意見9 料金回収手数料が低廉化の方向で見直されていることは評価するが、それにも限界があるので、今後は、料率の上昇を抑制するような施策等を検討すべき。</p>	<p>再意見9</p>	<p>考え方9</p>
<p>○ 本変更案において、料金回収手数料が低廉化の方向で見直されていることについては評価しますが、現在の算定方法では、今後の更なる低廉化にも限界があるものと考えられます。今後は、料率の上昇を抑制するような施策、NTT 東西殿に一層のコスト削減へのインセンティブが働くような施策等の検討が必要であると考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		<p>○ 料金回収手数料は、通話毎のデータ蓄積・料金計算、請求金額確定、請求・収納・回収といった業務に係るコストであり、現行の算定方法は、その総コストをNTT東西を含んだ通信回数や請求内訳項目数等に基づき案分しており、合理的なものと認められる。 なお、NTT 東西においては、引き続きコスト削減に努めることが望ましい。</p>
<p>意見 10 料金回収手数料の原価である郵送料について、請求書と同封物の重量比のみに基づき費用案分する現在の計算方法は必ずしも適切ではなく、算定方法の見直しを行うべき。</p>	<p>再意見 10</p>	<p>考え方 10</p>
<p>○ 料金回収手数料の原価について、「請求書作成・発送業務に係る費用」のうち「郵送料」が大幅に上昇しております(昨年度比で NTT 東西殿共に約 9%の増加)。特に、NTT 西日本殿では、平成 18 年度 8,440 百万円、平成 19 年度 9,395 百万円、平成 20 年度 10,240 百万円のように毎年、費用が増加している状況にあります。昨年の弊社共意見書(平成 20 年 2 月 14 日付け)にて、「郵送料」の大幅な上昇を指摘したところ、答申において「郵送料は、郵送料総額を請求書と同封物の重量比により案分して算出した請求書分に係る郵送料を計上したもの」「同封物の重量が減少しているため、相対的に請求書への案分額が増加している」との考え方が示されておりますが、毎</p>	<p>○ 当社は費用削減に継続的に取り組んでおり、今後も効率的な業務運営に努めていく考えです。 なお、料金回収手数料の原価に含まれる「郵送料」については、郵送料総額を重量比により按分したうちの請求書分の費用となりますが、近年、同封物が減少し、相対的に請求書への按分額が増加しております。 また、現に郵便料金が重量別に定められていることから、郵送料を請求書と同封物の重量比に基づき費用案分する現在の計算方法は適切かつ合理的であると考えております。 なお、請求書と同封物の重量比は以下の通りとな</p>	<p>○ 料金回収手数料の原価のうち、請求書送付に係る郵送料は、郵送料総額について請求書と同封物の重量比により案分して算出するものであり、合理的な算定方法と認められる。 なお、今回の請求書送付に係る郵送料の増加は、請求書以外の同封物が減少したことにより、相対的に請求書への案分額が増加したことによるものである。</p>

年増加している郵送料を更に検証するために、請求書と同封物の重量比について、過去分も含め詳細情報を開示して頂きたいと考えます。

なお、通常、郵便物を発送する場合、例えば、定形外郵便物であれば 50g までが 120 円、100g までが 140 円(郵便事業株式会社ホームページ

[http://www.post.japanpost.jp/fee/simulator/kokunai/one\\_two.html](http://www.post.japanpost.jp/fee/simulator/kokunai/one_two.html))で、50g の重量差が郵便料金に与える影響は僅か 20 円であり、郵便料金の大半は郵便物発送そのものに係る基本的な料金が大半を占めているものと思われます。このため、郵送料を請求書と同封物の重量比のみに基づき費用案分する現在の計算方法は必ずしも適切ではないと思われ、算定方法の見直しについても検討が必要と考えます。

料金回収手続費 原価

単位：百万円

	NTT東日本				NTT西日本			
	H19	H20	増減(金額)	増減(%)	H19	H20	増減(金額)	増減(%)
請求書作成・発送業務に係る費用	14,548	14,982	434	3.0%	16,902	17,583	681	4.0%
業務費用(人件費・物件費)	6,639	6,333	▲306	-4.6%	7,507	7,343	▲164	-2.2%
郵送料	7,909	8,649	740	9.4%	9,395	10,240	845	9.0%

	NTT東西合計			
	H19	H20	増減(金額)	増減(%)
請求書作成・発送業務に係る費用	31,450	32,565	1,115	3.5%
業務費用(人件費・物件費)	14,146	13,676	▲470	-3.3%
郵送料	17,304	18,889	1,585	9.2%

※各年度における「その他費用の算定根拠」(NTT 東日本・NTT 西日本)より作成  
(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

意見 11 優先接続受付手続費は、昨年の 0.15 円から 56 円と大幅な値上げになった。この点、登録受付区

っております。

(参考)請求書と同封物の重量比

	H19年度	H18年度	H17年度
請求書	59.4%	54.5%	52.2%
同封物	40.6%	45.5%	47.8%

(NTT東日本)

○ 当社は費用削減に継続的に取り組んできており、今後も効率的な業務運営に努めていく考えです。

なお、料金回収手続費の原価に含まれる「郵送料」については、郵送料総額を重量比により按分したうちの請求書分の費用となりますが、近年、同封物が減少し、相対的に請求書への按分額が増加しております。

また、現に郵便料金が重量別に定められていることから、郵送料を請求書と同封物の重量比に基づき費用按分する現在の計算方法は適切かつ合理的であると考えております。

なお、請求書と同封物の重量比は以下の通りとなっております。

(参考)請求書と同封物の重量比

	H19年度	H18年度	H17年度
請求書	75.3%	66.3%	55.7%
同封物	24.7%	33.7%	44.3%

(NTT西日本)

再意見 11

考え方 11

<p>分数が減少しているのに運営コストが増加している点が情報開示もなく不明瞭である。また、優先接続受付手数料には、事後精算制度が存続しており、今回のような大幅な値上げは、遡及精算による負担費用の予見性確保の観点から問題がある。登録件数が大幅に変動している現在の状況下では、今後も同様の変動が発生する可能性があるため、本申請料金の早急な見直し又は遡及精算額軽減のための経過措置等の検討を要望。</p>		
<p>○ NTT東西殿が接続約款認可申請を行った平成21年度の実際費用方式に適用する改定接続料につきまして、以下理由により優先接続受付手数料(1区分当たり)の認可に反対します。</p> <p>① 優先接続受付手数料(1区分当たり)の不明瞭な運営コスト  今年度の登録受付区分数が約2割以上も減少したにも関わらず、運営コストが昨年度と比較し増加しております。一般的には登録件数が減少すれば人件費等の変動費用が抑えられコストは低減するものと考えられますが、それに反してコストが増加している理由が本申請内容だけではわかりません。コスト内訳の詳細情報開示もない状況下では、本申請料金は到底受け入れ難いものと考えております。</p> <p>② 優先接続受付手数料(1区分当たり)の大幅値上げ  優先接続受付手数料については、平成19年度分を例に挙げると当初37円が適用されましたが、遡及精算により0.15円へ改定(変動率▲99.6%)またタイムラグ精算として56円(変動率+37233%)と、通常の想定範囲を大幅に超える変動となっております。これは登録件数が大幅に変動している現在の状況下では、今後も同様の変動が発生する可能性が高く、中小規模の事業者にとっては事業運営を左右する大きな要因にもなることから、現在の算定方式での手数料改定に反対します。</p>	<p>○ フュージョン・コミュニケーションズ株式会社殿の意見に基本的に賛同します。  優先接続受付手数料に係る設備管理運営費についてはH17年度会計実績値からH18年度会計実績値にかけては大幅に減少し、昨年の事業者向け説明会においてはその要因は「(固定費である)減価償却が終了したため」との説明がありました。一方、この度のH19年度会計実績値における設備管理運営費はマイライン登録受付数が増加しているにもかかわらず、前年度会計実績値より増加していることから、NTT東西殿において十分な効率化がされていない可能性があります。NTT東西殿においては、設備管理運営費の内訳を開示いただくと共に、当該コストの上昇要因を検証しコストの低廉化に向けた検討をすべきです。  また、今回の料金改定では大幅な値上げとなっており、さらに優先接続受付手数料は事後精算の対象となっていることから、費用の予見性の観点で問題があると考えます。従って、事後精算制度の廃止についても併せて検討すべきです。  (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 優先接続受付手数料については、優先接続の登録申込受付、登録処理等に係る費用から、事業者</p>	<p>○ 昨年度の優先接続受付手数料が0.15円と安価であったのは、マイライン受付システムの減価償却期間が終了し、その分平成18年度の費用が減少した結果、利用者からの変更手数料収入(事業者識別番号等変更料)で大部分のコストが賄えたことによるものである。</p> <p>○ これに対し、平成21年度の優先接続受付手数料が56円と大幅に上昇するのは、当該手数料算定のベースとなる平成19年度において、一過性のコストが発生したこと、及びマイラインの登録受付区分数等が大幅に減少したこと等によるものである。すなわち、</p> <p>① 平成19年度は、平成20年1月に実施したシステム更改及び同時に実施した東西マイラインセンター統合等による一過性のコストが発生したため、需要の減少に比べてコストが減少しなかったこと</p> <p>② また、平成19年度は、前年度に比べて登録受付区分数等が約30%減少したことにより、利用者からの変更手数料収入が減少するとともに、手数料算定上のコストの「割り勘要員」が減少したこと等によるものである。</p> <p>○ 上記一過性コストの発生は、マイライン協議会を通じて事前に事業者間の合意を得た上で関係事業</p>

<p>事業者の積極的営業活動が阻害され、中継電話市場全体が縮小することのないよう将来原価方式等を含めた早急な算定方式の見直しを要望します。</p> <p>従いまして、本申請料金の早急な見直しまたは遡及精算額軽減のための経過措置等の検討を要望します。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p> <p>○ 昨年度と比較し、大幅な値上げとなっております(昨年度は1変更あたり0.15円、本変更案では56円。約370倍)。当該手続費については、有料登録受付数が大幅に減少しているにも係らず、設備管理運営費等のコストが削減されておらず、効率的なコスト削減が十分にされていないと考えられます。</p> <p>また、設備管理運営費の内訳は、網改造料算定根拠からは詳細が把握できないため、詳細について開示される必要があると考えます。</p> <p>なお、今回のような大幅な値上げは、接続事業者にとっては負担費用の予見性確保の観点から問題があると考えます。優先接続手続費を含む一部工事費・手続費においては、「…年度毎のご利用数等の偏在が発生するため…事業者様のご負担に不公平を生ずる可能性がある」(昨年度のNTT東西殿の意見書)とのことで事後精算制度が残されておりますが、利用数等の偏在の実態を開示いただくとともに、改めて事後精算の廃止を検討すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>識別番号等変更料(お客様負担額)を控除した額を事業者間精算対象額とし、これを登録受付区分数で除した手続費を接続事業者に負担して頂いております。</p> <p>平成18年度のコストについては、マイライン受付システムの償却期間終了に伴って、設備管理運営費が大幅に減少するという特別の事情があり、料金額は大幅に下落しております。</p> <p>今回申請した平成19年度のコストについては、マイライン協議会での事業者間合意に基づき、新たにマイライン受付システムを構築し減価償却費相当等が上昇したものの、運用の効率化に配慮したコスト削減等もあり、設備管理運営費は平成18年度のコストと同水準となっております。</p> <p>一方で、有料登録受付件数及び登録受付区分数が減少したため、結果として料金額が上昇したものです。</p> <p>なお、優先接続受付手続費についても、事後精算制度の対象となっている他の工事費・手続費と同様、接続事業者からの申込等に起因して発生する料金であり、年度毎に登録受付区分数等の偏在が発生するため、調整額として翌々年度料金へ算入するスキームを導入した場合には、事業者間の負担に不公平を生ずる可能性があることから、事後精算制度の対象としていることは合理的であると考えております。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 優先接続受付手続費については、優先接続の登録申込受付、登録処理等に係る費用から、事業者識別番号等変更料(お客様負担額)を控除した額を事業者間精算対象額とし、これを登録受付区分数で除した手続費を接続事業者に負担して頂いております。</p>	<p>者に周知されていたものであり、当該コストの発生は、予見可能性が確保されていたと考えられる。</p> <p>○ 他方、登録受付区分数等は、従来から減少傾向にあったものの、平成19年度は、前年度よりもその割合が大きく、これが手続費の上昇の大きな要因となっている。</p> <p>マイラインの登録受付区分数等は、今後も減少傾向が続き、優先接続受付手続費の大幅な変動が今回と同様に生じる可能性も否定できないことから、手続費水準の予見可能性を確保し、接続事業者の安定的な事業運営に資するため、NTT東西においては、登録受付区分数など、手続費の変動を予測する上で必要な情報について可能な限り情報開示を行うことが必要である。</p> <p>○ また、総務省においては、今後の優先受付接続手続費の水準を注視しつつ、必要に応じ当該手続費算定の在り方について検討を行うことが適当である。</p> <p>○ なお、優先接続受付手続費については、年度毎に登録受付区分数等の偏在が発生し、事後精算制度を廃止すると、事業者間の負担に不公平を生ずる可能性があることから、当該制度の廃止は、適当でないと考えられる。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>平成 18 年度のコストについては、マイライン受付システムの償却期間終了に伴って、設備管理運営費が大幅に減少するという特別の事情があり、料金額は大幅に下落しております。</p> <p>今回申請した平成 19 年度のコストについては、マイライン協議会での事業者間合意に基づき、新たにマイライン受付システムを構築し減価償却費相当等が上昇したものの、運用の効率化に配慮したコスト削減等もあり、設備管理運営費は平成 18 年度のコストと同水準となっております。</p> <p>一方で、有料登録受付件数及び登録受付区分数が減少したため、結果として料金額が上昇したものです。</p> <p>なお、優先接続受付手数料についても、事後精算制度の対象となっている他の工事費・手数料と同様、接続事業者からの申込等に起因して発生する料金であり、年度毎に登録受付区分数等の偏在が発生するため、調整額として翌々年度料金へ算入するスキームを導入した場合には、事業者間の負担に不公平を生ずる可能性があることから、事後精算制度の対象としていることは合理的であると考えております。</p> <p style="text-align: right;">(NTT西日本)</p>	
<p>意見 12 減設に伴う自前工事調整等作業費の単金化には賛同するが、支店毎に工数が異なるため、適切に業務改善された実績を用いて算定しているかについて検証が必要。また、今後も更なる業務効率化を推進し、更に低廉化されることを要望。</p>	<p>再意見 12</p>	<p>考え方 12</p>
<p>○ 減設工事に伴う自前工事調整等作業費の単金化は、費用内訳の明確化及び公平性の観点からも賛成します。</p> <p>ただし、以下に述べる通り算定根拠については検証が必要と考えます。</p> <p>従来、該当費用は各支店の判断で実費として算定</p>	<p>○ 自前工事調整等作業費の「撤去に係る施工結果確認」と「撤去に係るデータベース等補正」については、平成 19 年度の実費請求における作業時間の実績に基づいて算定したものであり、調査件数も十分であることから、適正な料金であると考えます。</p>	<p>○ 減設工事に伴う自前工事調整等作業費については、接続事業者からの要望及び「コロケーションルールの見直し等に係る措置報告に対する検証結果を踏まえ講ずべき措置について(要請)」(平成 20 年 8 月)を踏まえ、今回、新たに単金化したものである。</p>



<p>していたため、弊社の事例においても、作業時間にバラつきがあり、効率的な業務の工数による算定が行われていないケースも発生しています。現状では支店毎に工数が異なるため、今回の算定根拠に使用した実績についても適切に業務改善がされたものであるか検証が必要と考えます。</p> <p>&lt;弊社の事例&gt;  ○データベース等補正費(1工事あたり)  東京支店、宮城支店: ¥ 6,280(1時間)、22件実施  福島支店: ¥ 18,840(3時間)、2件実施</p> <p>従いまして、NTT東日本殿は、次年度において見直しの予定は無いとのご説明でしたが、各支店が業務効率化を図った上で、その実績を元にした単金を設定すべきと考えます。また、NTT西日本殿においては、今後も更なる業務効率化を推進し、次年度の見直し時には、申請された単金よりも低廉化されることを要望します。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>&lt;調査件数&gt;  撤去に係る施工結果確認 : 2,623件  撤去に係るデータベース等補正 : 1,193件  (NTT東日本)</p>	<p>申請のあった当該作業費については、基本的に撤去に係る施工結果確認及び撤去に係るデータベース等補正の作業時間の実績に基づいたものであり、合理性があると認められる。</p> <p>なお、NTT西日本における減設工事に伴う自前工事調整等作業費のうち、撤去に係るデータベース等補正の作業に係るものについては、平成19年度の請求実績がなく、類似作業に基づく試算により算定等したものであることから、平成22年度の作業費は、作業時間の実績に基づき算定したものに見直すことが適当である。</p>
<p>意見 13 設備保管料の電気料が上昇しているが、一般的な電気料金単価ではその傾向が見られないことから、電気料の上昇要因等について説明すべき。</p>	<p>再意見 13</p>	<p>考え方 13</p>
<p>○ 本年度の設備保管料の電気料金は、NTT東日本殿においては平成16年度水準と比較して約30%の上昇となっています。一方、一般的な電気料金単価の推移をみると、平成16年度から平成19年度までの期間では、上昇傾向は見られません。</p> <p>コロケーション費用において電気料金は大きな要素であり、費用の妥当性の観点から、設備保管料の電気料金についても検証が必要と考えており、NTT東西殿には、電気料金単価の上昇要因、もしくは算定方法の変更の有無などについてご説明願いたいと考えます。</p>	<p>○ イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿の意見に賛同します。</p> <p>イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿が主張されたとおり、接続事業者の支払うコロケーション費用の中で電気料金の割合は大きな要素となっています。一般的な電気料金に比べ、NTT東日本殿の電気料が上昇の割合が高い要因については、明確に説明いただく必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 設備保管料における電気料は、当該年度におけ</p>	<p>○ NTT東西の再意見にあるとおり、設備保管料の電気料は、高圧電力等事業用の電気料金に基づき算定しているところであり、家庭用も含めた一般的な電気料金の水準と比較することは、適当ではない。</p> <p>また、当該電気料は、適用する年度の前年度の電気料金の平均値から算定しているところであり、設備保管料の電気料との関係は、概ね同様の傾向となっているところである。</p>

※ NTT東西殿:設備保管料の電気料、平成16年度を1とした場合の推移

	H17年度適用	H18年度適用	H19/20年度適用	H21年度適用
NTT東	102.7%	108.7%	110.7%	128.6%
NTT西	99.0%	99.1%	101.1%	112.2%

(NTT東西からの提示数値にもとに弊社にて作成)

※ 電力料金単価の推移

(円/kWh)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
電気料金単価	16.11	15.83	15.84	15.9
平成16年度との比較	-	-1.7%	-1.7%	-1.3%

(経済産業省資源エネルギー庁公表データをもとに弊社にて作成)

<http://www.enecho.meti.go.jp/denkihp/shiryo/ryokin-suii.pdf>

(イー・アクセス、イー・モバイル)

る各電力会社との契約に基づくビル毎の電気料金に基づき算定しており、従前より算定方法に変更はありません。

ご指摘の電気料金単価の上昇につきましては、近年の原油価格の高騰等による燃料費調整額の上昇に伴い、総じて電気料金単価が上昇傾向にあることが主な要因であると考えます。

なお、電気料と一般的な電気料金単価の比較については、当社が提示した電気料は東京及び神奈川エリアのビルであって、その9割以上が高圧電力にて契約していることを勘案すれば、電気料の比較対象は一般家庭を含めた「全国平均の電力料金単価」ではなく、提示したビルが存在する電力会社における「高圧電力の平均単価」であると考えます。また、当社の「平成21年度に適用する電気料」の算定にあたっては「平成20年度のコスト」を用いるため、電気料の増減率を比較する年度は、平成19年度ではなく、平成20年度であると考えます。したがって、下記の通り、ご指摘のような著しい傾向の差異はないものと考えます。

NTT東日本 設備保管料(電気料)の推移

	H16年度	H17年度	H18年度	H19/H20年度	H21年度
増減率(※)	—	102.7	108.7	110.7	128.6

※H16年度を100とした場合

※東京・神奈川エリアの増減率

東京電力株式会社 高圧電力Aの推移

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
増減率(※)	—	102.3	109.0	111.5	127.2

※H16年度を100とした場合

(NTT東日本)

○ 設備保管料における電気料は、当該年度における各電力会社との契約に基づくビル毎の電気料金に基づき算定しており、従前より算定方法に変更はありません。

ご指摘の電気料金単価の上昇につきましては、近年の原油価格の高騰等による燃料費調整額の上

昇に伴い、総じて電気料金単価が上昇傾向にあることが主な要因であると考えます。

なお、電気料と一般的な電気料金単価の比較については、当社が提示した電気料は大阪及び愛知エリアのビルであって、その8割以上が高圧電力にて契約していることを勘案すれば、電気料の比較対象は一般家庭を含めた「全国平均の電力料金単価」ではなく、提示したビルが存在する電力会社における「高圧電力の平均単価」であると考えます。また、当社の「平成21年度に適用する電気料」の算定にあたっては「平成20年度のコスト」を用いるため、電気料の増減率を比較する年度は、平成19年度ではなく、平成20年度であると考えます。したがって、下記の通り、ご指摘のような著しい傾向の差異はないものと考えます。

NTT西日本 設備保管料(電気料)の推移

	H16年度適用	H17年度適用	H18年度適用	H19/H20年度適用	H21年度適用
増減率	—	99.0	99.1	101.1	112.2

※H16年度適用を100とした場合

※大阪・愛知エリアの増減率

関西電力株式会社 高圧電力BSの推移

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
増減率	—	100.1	102.4	103.9	112.1

※H16年度を100とした場合

(関西電力株式会社の「特定規模需要供給条件」に基づく料金表等を基に当社にて作成)

中部電力株式会社 高圧電力第二種プランLの推移

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
増減率	—	101.5	105.6	108.4	121.4

※H16年度を100とした場合

(中部電力株式会社の「基本契約要綱(高圧)」に基づく料金表等を基に当社にて作成)

(NTT西日本)

○ 弊社意見について、NTT東殿に別途問い合わせを行ったところ、「電気料金の単価上昇傾向については、高圧電力料金の値上がりが必要であるこ

	<p>と」、また、「電力料金を含めたコスト削減には今後も努める」旨の回答を頂いております。</p> <p>しかしながら、高圧電力料金の値上がりによって、接続事業者の負担が増えるばかりでなく、NTT東証自身の電力料金の支払いも同じく増えている筈であり、数年で約 30%弱の負担増がコスト構造に与える影響はすでに大きかったものであることは容易に推察されるにもかかわらず、「電力料金を含めたコスト削減には今後も努める」といったご回答では非常に心許ないものに映ります。</p> <p>この電力料金の一例をとっても、上述したドライカッパ接続料金の項目で言及したようなコスト削減のインセンティブが十分に働いているのか懸念が残りますし、コスト削減の具体的な施策についてもお示し頂けるよう要望します。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--